# 馬頭最終処分場整備運営事業

入札説明書

平成28年10月 栃 木 県

# 目次

1	入札	説明書の位置付け	. 1
2	事業	概要	. 2
	(1)	事業内容に関する事項	. 2
3	入札	参加に関する条件	. 6
	(1)	入札参加者の構成等	. 6
	(2)	入札参加者の参加資格要件(共通)	. 6
	(3)	入札参加者の参加資格要件(業務別)	. 7
	(4)	県の入札参加資格を有さない者の参加	10
	(5)	参加資格の確認基準日	10
	(6)	参加資格の喪失	10
4	入札	.手続きに関する事項	12
	(1)	入札方式	12
	(2)	入札スケジュール	12
	(3)	入札手続き等	12
	(4)	予定価格	17
	(5)	入札価格の算定方法	17
	(6)	入札に関する留意事項	18
5	事業	者の選定に関する事項	20
	(1)	選定委員会の設置	20
	(2)	審査の基準	20
	(3)	落札者の決定	20
	(4)	結果の通知及び公表	20
6	事業	契約等に関する事項	21
	(1)	基本協定の締結	
	(2)	選定事業者との仮契約の締結	
	(3)	本契約の成立	
	(4)	処理委託契約の締結	
	(5)	特別目的会社の設立	
	(6)	融資金融機関との協議	
	(7)	費用の負担	
	(8)	入札保証金	
	(9)	契約保証金	
	(10)	モニタリング	
		処理手数料収入の考え方	
別		サービス購入料の算定方法、支払い方法及び改定方法	
	(1)	サービス購入料の算定方法	
	(2)	サービス購入料の支払方法	
	(3)	サービス購入料の改定方法	
	(4)	消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取り扱い	
別		モニタリング及び違約金等の基準と方法	
	(1)	運営・維持管理期間中の要求水準等の低下に対する措置	
	(2)	モニタリングの方法	
	(3)	要求水準等の不適合に対する措置	30

# 1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、栃木県(以下「県」という。)が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、特定事業として選定した馬頭最終処分場整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を募集及び選定する総合評価一般競争入札を実施するに当たり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方は、平成28年3月14日に公表した実施方針及び要求水準書(案) (以下「実施方針等」という。)と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・意見に対する回答(平成28年5月31日公表)及び意見交換結果(平成28年7月12日公表)を反映し、一部変更している。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)である。なお、 入札説明書等と実施方針等及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答並びに意見交換結果に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先するものとする。また、入札説明書等に記載のない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

#### ○別添資料

別添資料1 要求水準書

別添資料2 様式集

別添資料3 落札者決定基準

別添資料4 基本協定書(案)

別添資料 5 事業契約書 (案)

# 2 事業概要

# (1) 事業内容に関する事項

# ア 事業名称

馬頭最終処分場整備運営事業

# イ 公共施設等の管理者等の名称

栃木県知事 〇〇〇〇

#### ウ 事業の目的

県は、那珂川町北沢地区の不法投棄物を撤去するとともに、県内から排出される産業廃棄物を適正に処分し、循環型社会の形成や地域産業の振興に資するため、管理型産業廃棄物最終処分場を整備する。

本事業は、本施設の設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行うとともに、北沢地区の 不法投棄物撤去を行う事業である。

県は、本事業の実施に当たって、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することにより、事業期間全体を通して、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、十分な安全性が確保され、安定的かつ継続的に本施設が運営及び維持管理されることを期待する。

#### エ 本施設の概要

施設の設置位置	栃木県那須郡那珂川町和見、小口地内
施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場
施設で処理可能とする産業廃棄物の 種類	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器く ず、鉱さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プ ラスチック類、政令第2条第13号廃棄物
事業区域面積	65.2ha
埋立面積	約 4.8ha
埋立容量	約 600,000m <sup>3</sup>

# 才 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する者として選定された民間事業者(以下「選定事業者」という。)が、本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、本施設の運営・維持管理を行うBTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

# カ 事業期間及び受入廃棄物

事業期間及び受入廃棄物は、次のとおりとする。ただし、事情の変更があり必要な場合には、県と選定事業者の協議により、事業期間等を変更できるものとする。

# (ア) 事業期間

a 設計・建設期間 事業契約成立の日~平成 34 年 12 月

b 運営・維持管理期間(埋立期間) 平成35年1月~平成46年12月

c 埋立終了後の管理期間 平成 47 年 1 月~平成 48 年 12 月

d 不法投棄物撤去期間(設計・工事・処理) 事業契約成立の日~平成36年12月

#### (イ) 受入廃棄物

- a 県内から排出される産業廃棄物 (中間処理施設から排出されるものを含む) を基本とし、 具体的な種類等は提案とする。
- b 北沢不法投棄物 (受入基準に適合するものに限る)

#### キ 業務範囲

選定事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

# (ア) 設計業務

- a 施設設計業務
- b 各種手続きに関する業務 (施設設置に係る手続き、廃棄物処理施設整備計画書の作成、 補助金申請手続き、関係機関との協議等)
  - ※産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、県が行う。
- c 説明会等地元対応補助業務

# (イ) 建設工事業務

- a 建設工事及び関連業務
- b 各種手続きに関する業務 (廃棄物処分業の許可申請、施設設置に係る手続き、補助金申 請等手続き、関係機関との協議等)
- c 工事監理業務
- d 開業準備業務
- e 施設の引渡し業務(県への所有権移転業務等) ※県は、引渡しを受けた後、選定事業者に施設を使用することができる権原を付与する。

# (ウ) 運営・維持管理業務

- a 営業業務
- b 受付管理業務
- c 埋立管理業務
- d 浸出水処理施設等運転管理業務
- e 維持管理業務
- f 環境管理業務
- g 情報管理業務
- h 安全衛生管理業務
- i 啓発業務

- j その他関連業務
- k 自由提案事業(任意で実施する事業)

#### (エ) 埋立終了後の管理業務

- a 場内環境管理業務
- b 浸出水処理施設等運転管理業務
- c 維持管理業務
- d 環境管理業務
- e その他関連業務

#### (才) 不法投棄物撤去業務

- a 汚染拡散防止対策工事業務
- b 不法投棄物撤去・運搬業務
- c 不法投棄物埋立処理業務

#### ク 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のとおりとする。

# (ア) 処理手数料収入

選定事業者が、自ら確保した産業廃棄物の受入により得られる処理手数料収入。 なお、一定基準以上の処理手数料収入が得られた場合は、別紙1に定めるとおり、当該収入の一定割合を県に納付することとする。

# (イ) 県のサービス購入料

県は、選定事業者と締結する事業契約により、サービス購入料を支払う。 サービス購入料の構成は、次のとおりとする。

#### a 建設工事業務のうち特定の施設に係る業務の対価

「2-(1)-キ-(イ)建設工事業務」のうち、次の施設の整備に係る対価として、当該施設整備に要する費用から、当該施設に係る「(ウ) 国庫補助金及び県補助金」相当額を控除した額のうち、選定事業者の提案金額をもとに、事業契約においてあらかじめ定める額を、埋立期間開始後、12年間の割賦払いにより選定事業者に支払う。

- (a) 遮水工のうち多重バックアップ機能に関するもの
- (b)被覆施設
- (c)浸出水処理施設のうち高度処理に関する次のもの
  - 凝集膜分離(浸渍型膜処理)
  - 電気透析処理

#### b 不法投棄物撤去業務の対価

「2-(1)-キ-(オ)不法投棄物撤去業務」に係る対価として、選定事業者の提案金額を もとに、事業契約においてあらかじめ定める額を、不法投棄物撤去期間において選定事 業者に支払う。

# (ウ) 国庫補助金及び県補助金

本事業では、選定事業者自らの申請により、「廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理 施設モデル的整備事業)国庫補助金」(環境省)及びこれに相当する県補助金の交付を受 けることを想定している。

# (エ) その他の収入

選定事業者が任意に提案し、県が認めた自由提案事業の実施により得られる収入。

# ケ 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、選定事業者は、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。

# 3 入札参加に関する条件

#### (1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者の構成は、本事業の各業務に当たる単独の企業又は複数の企業により構成される企業グループとする。
- イ 入札参加者のうち、本事業遂行のための会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社である特別目的会社(以下「SPC」という。)に出資を予定し、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。なお、構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPCから直接業務を受託又は請け負うことは可能である。
- ウ 入札参加者は、代表する企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業が応募手続き を行うものとする。また、代表企業は、必ず構成員とすること。
- エ 入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業となっていないこと。ただし、選定されなかった入札参加者のうち協力企業については、本事業契約成立後に、選定事業者の業務を受託又は請け負うことは可能である。

#### (2) 入札参加者の参加資格要件(共通)

入札参加者の構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

- ア PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 14 条第 5 項第 2 号の 各細分に該当しない者であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- エ 参加資格確認基準日から提案書の提出締切日までの期間において栃木県建設工事等請負 業者指名停止等措置要領又は栃木県競争入札参加者指名停止等措置要領に基づく指名停 止措置を受けていないこと。
- オ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けたものを除く。)でないこと。
- カ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、公 正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- ク 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でない こと。
- ケ 直近1年間において国税及び地方税を滞納していない者であること。
- コ 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規 定に該当しない者であること。

サ 県が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、県のアドバイザリー業務を行う者は次のとおりである。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をい

(ア)パシフィックコンサルタンツ株式会社

(イ)日比谷パーク法律事務所

う。

- シ 本事業の事業者選定委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面で関連がある者でないこと。
- ス 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

## (3) 入札参加者の参加資格要件(業務別)

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、設計、建設、運営等の各業務に当たる者は、それ ぞれ次の要件を満たすこと。

#### ア 設計業務に当たる者

本施設の設計業務を行う企業は、構成員又は協力企業とし、(P) ~ (A) の要件をすべて満たすこと。ただし、当該設計業務に当たる者が複数の場合には、複数の者で(P) ~ (A) の要件をすべて満たせばよいが、そのうち1者は(P) ~ (A) の要件をすべて満たし、他の者は(P)、(A) の要件を満たすこと。

- (ア)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所又は建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定に基づく建設コンサルタント(廃棄物部門に限る。)の登録を行っている者であること。
- (イ) 平成 28 年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格 (平成 28 年栃木県告示第 139 号) に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (ウ)元請又は共同企業体の構成員として、次の実施設計の実績を有すること。
  - ・クローズド(被覆)型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場
- (エ)本施設の処分場本体(建築物を除く。)の設計に係る設計責任者として、次に掲げる要件 を満たす者を配置すること。
  - ・技術士(総合技術監理部門衛生工学部門:廃棄物管理(廃棄物処理、廃棄物管理計画含む))又は技術士(衛生工学部門:廃棄物管理(廃棄物処理、廃棄物管理計画含む))の資格を有する者
- (オ)建築物の設計者として、次の要件を満たす者を配置すること。
  - ・一級建築士の資格を有する者(一級建築士事務所に所属する者に限る。)

#### イ 建設工事業務に当たる者

# イ-1 土木

本施設の処分場本体(被覆施設を除く。)の建設工事業務を行う企業は、構成員又は協力企業とし、(r) ~  $(\tau)$  の要件をすべて満たすこと。ただし、当該建設工事業務に当たる者が複数の場合には、そのうち 1 者は (r) ~  $(\tau)$  の要件をすべて満たし、他の者は  $(\tau)$  、 $(\tau)$  の要件を満たすこと。

- (ア)平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格(平成28年栃木県告示第138号。 以下「建設工事に係る競争入札参加資格」という。)に基づく入札参加資格者名簿(土木 一式工事)に登録されている者であること。
- (イ)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可(土木一式工事)を受けていること。
- (ウ)参加資格確認基準日において、建設業法に規定する土木一式工事に係る経営事項審査結果通知書(最新のもの)の総合評定値(総合評点)が1,400点以上であること。
- (エ)元請又は共同企業体の構成員として、次の施工実績を有すること。
  - ・クローズド(被覆)型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場
- (オ)土木の施工現場に、次の要件を満たす者を専任として配置すること。
  - a 一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の施工現場において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての実績を有する者
  - b 一級土木施工管理技士(国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を 含む)であって、土木工事業の監理技術者資格者証を有する者(監理技術者講習修了証 又は監理技術者講習修了履歴により過去 5 年以内に監理技術者講習を受講したことが 認められる者)

#### イ-2 建築

本施設の被覆施設の建設工事業務を行う企業は、構成員又は協力企業とし、(r) ~ (r) の要件をすべて満たすこと。ただし、当該建設工事業務に当たる者が複数の場合には、その うち 1 者は (r) ~ (r) の要件をすべて満たし、他の者は (r) 、(r) の要件を満たすこと。

- (ア)建設工事に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格者名簿(建築一式工事)に登録されている者であること。
- (イ)建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可(建築一式工事)を受けていること。
- (ウ)参加資格確認基準日において、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果通知書(最新のもの)の総合評定値(総合評点)が1,400点以上であること。
- (エ)元請又は共同企業体の構成員として、次の施工実績を有すること。
  - ・クローズド(被覆)型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の 被覆施設
- (オ)建築の施工現場に、次の要件を満たす者を専任として配置すること。
  - ・一級建築士又は一級建築施工管理技士(国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む)であって、建築工事業の監理技術者資格者証を有する者(監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了履歴により過去5年以内に監理技術者

講習を受講したことが認められる者)

# イ-3 水処理

本施設の浸出水処理施設(プラント)の建設工事業務を行う企業は、構成員又は協力企業とし、(r) ~ (x) の要件をすべて満たすこと。ただし、当該建設工事業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者は(r) ~ (x) の要件をすべて満たし、他の者は(r)、(x) の要件を満たすこと。

- (ア)建設工事に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格者名簿(清掃施設工事又は機械 器具設置工事)に登録されている者であること。
- (イ)建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可(清掃施設工事又は機械器具設置工事)を受けていること。
- (ウ)元請又は共同企業体の構成員として、次の施工実績を有すること。
  - 一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設
- (エ)浸出水処理施設(プラント)の施工現場に、次の要件を満たす者を専任として配置すること。
  - ・浸出水処理施設の施工現場において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての実績を有する者

#### ウ 運営・維持管理業務に当たる者

本施設の運営・維持管理業務を行う企業は、構成員とし、(P) ~ (オ) の要件をすべて満たすこと。ただし、当該運営・維持管理業務に当たる者が複数の場合には、構成員を1者以上含めた上で、すべての企業が(P) を満たし、かつ、複数の者で(A) ~ (A) の要件をすべて満たせばよいものとする。

- (ア)競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づく入札参加者資格(資源回収又は施設管理)を有すること。
- (イ)参加資格確認基準日において、現に産業廃棄物処分業を営んでおり、当該処分業において1年間以上の営業実績を有すること。
- (ウ)一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場での1年間以上の埋立管理業務の実績を有すること。
- (エ)一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の運転管理実績を有すること。
- (オ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の規定に基づく、廃棄物処理施設の技術管理者の資格を有する者が1名以上在籍し、本業務に配置すること。

# エ 埋立終了後の管理業務に当たる者

上記ウの要件を満たすこと。

#### オ 不法投棄物撤去業務に当たる者

不法投棄物撤去業務の各業務を行う企業は、以下のとおりとする。

- (ア)設計業務は、上記アの要件を満たすこと。
- (イ)汚染拡散防止対策工事業務は、上記イ-1の要件を満たすこと。

- (ウ)不法投棄物撤去・運搬業務は、上記イ-1又はウの要件を満たすこと。
- (エ)不法投棄物埋立業務は、上記ウの要件を満たすこと。

# (4) 県の入札参加資格を有さない者の参加

上記(3)入札参加者の参加資格要件(業務別)において、各業務に当たる者として必要とする県の入札参加資格を有していない者は、参加表明書の提出までに入札参加資格を有する必要がある。

なお、入札参加資格者名簿への登録時期によって申請の受付期間が定められているので、事前に確認すること。

## (5) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請の締切日とする。

## (6) 参加資格の喪失

- ア 参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、資格確認通知を受けた入 札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場 合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参 加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。
  - (ア)入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を 満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、別添資料 2「様式集」様 式 2-15「構成員等変更承諾願」を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認め たとき。
  - (イ)構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又 は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たすことを県が認めた とき。
- イ 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
  - (ア)当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、別添資料 2「様式集」様式 2-15「構成員等変更承諾願」を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約成立後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
  - (イ)構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又 は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定 のSPCの事業能力を勘案し、事業契約成立後の事業運営に支障をきたさないと県が判

断したとき。

- ウ 落札者決定日の翌日から事業契約成立日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業の いずれかが、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加者と基 本協定又は事業契約を締結しない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資 格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者と基本協定又は事業契約 を締結する。
  - (ア)当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約成立後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
  - (イ)構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又 は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定 のSPCの事業能力を勘案し、事業契約成立後の事業運営に支障をきたさないと県が判 断したとき。

# 4 入札手続きに関する事項

# (1) 入札方式

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、設計・建設能力、維持管理能力、運営能力、事業計画能力及び県の財政支出額等を総合的に評価するため、総合評価一般競争入札を行う。

なお、本事業は、WTO政府調達協定(平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定)の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される。

# (2) 入札スケジュール

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。なお、変更を行った場合は、速やかに、 その内容を県のホームページへの掲載により公表する。

日程	内容
平成28年 10月13日	入札公告(入札説明書等の公表)
平成28年 10月21日~25日	入札説明書等に関する質問の受付
平成28年 11月14日	入札説明書等に関する質問の回答
平成28年 11月21日~25日	第1回意見交換会の申込受付
平成28年 11月30日~12月2日	第1回意見交換会の実施
平成28年 12月16日	第1回意見交換結果の公表
平成28年 12月20日~22日	参加表明書(参加資格確認申請書を含む)の提出
平成29年 1月23日	参加資格確認結果の通知
平成29年 1月24日~31日	入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付
平成29年 1月25日~27日	第2回意見交換会の申込受付
平成29年 2月 6日~ 8日	第2回意見交換会の実施
平成29年 2月13日	入札参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答
平成29年 3月 3日	第2回意見交換結果の公表
平成29年 3月22日~24日	入札書類の提出
平成29年 6月21日	開札
平成29年 7月中旬	落札者の決定・公表
平成29年 8月中旬	基本協定の締結
平成29年 10月下旬	仮契約の締結
平成29年 12月下旬	事業契約の成立

#### (3) 入札手続き等

# ア 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に対する質問は、別添資料 2「様式集」様式 1-1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名には〔質問書〕と

記載すること。

#### (ア) 受付期間

平成28年10月21日(金)から10月25日(火)午後4時まで

#### (イ)提出先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

E-mail: bato@pref.tochigi.lg.jp

#### (ウ) 回答方法

平成28年11月14日(月)に県ホームページへの掲載により公表する予定である。

入札説明書等の公表後における民間事業者からの質問を踏まえ、入札説明書等の内容を 見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合は、速やかに、その内容を県のホーム ページへの掲載により回答する。

# イ 第1回意見交換会

本事業の入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札 参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにする ことを目的として、意見交換(対話)の場を設ける。

意見交換会の議題は、入札説明書等の内容について参加者からの希望に基づき、県が決定する。

入札参加者が本業務以外の活動による自由提案事業を提案する場合には、事前に県の確認が必要なため、第1回意見交換会において議題として別添資料2「様式集」様式1-4「自由提案事業に関する照会書」を提出すること。

なお、意見交換会における対話の内容については、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページにおいて事後に公表する。また、意見交換会に参加しない者が入札に参加することは妨げない。

#### (ア) 実施日時

平成28年11月30日(水)から12月2日(金)

# (イ)参加者

グループ(複数企業)での参加を原則とする。なお、単独企業で申し込むことも可とするが、同一企業が複数回参加することは不可とする。

#### (ウ) 申込方法

別添資料 2「様式集」様式 1-2「意見交換会参加申込書」及び様式 1-3「意見交換会の議題」を記入の上、電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名には〔意見交換参加申込書〕と記載すること。

なお、グループの場合は、代表する企業を定め代表する企業が申し込むこと。

#### (工)提出先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

E-mail: bato@pref.tochigi.lg.jp

# (才) 申込期限

平成28年11月21日(月)から11月25日(金)午後4時まで

## (カ) 実施方法の通知

意見交換会の実施日時、実施会場及び参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定し、申込期間終了後、参加申込のあったグループの代表する企業等の担当者に通知する。なお、その場合に上記(イ)に示した参加者が全員参加できないことは差し支えない。ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

## (キ) 第1回意見交換結果の公表

平成28年12月16日(金)に県ホームページへの掲載により公表する予定である。

# ウ 参加表明書(参加資格確認申請書を含む)の受付

入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格の確認審査に関する提出書類を次のとおり提出し、県の確認を受けなければならない。

# (ア) 提出書類

別添資料 2「様式集」様式 2-1 から 2-11 まで

# (イ)提出期間

平成28年12月20日(火)~12月22日(木)午前9時から午後4時まで

# (ウ) 提出方法

電子入札システムにより別添資料 2「様式集」様式 2-1「参加表明書兼参加資格確認申請書」から様式 2-4「委任状(受任者宛)」までの電子データを提出した上、様式 2-5「設計業務の実績」から様式 2-11「役員名簿」とともに持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(イ)の提出期間内に必着すること。)すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、あらかじめ県の承諾を得た上で、持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(イ)の提出期間内に必着すること。)のみにより提出することができる。なお、当該承諾を得ようとするときは、様式 2-12「紙入札方式参加承諾願」及び様式 2-13「委任状(紙入札方式参加承諾願の提出者宛)」を(エ)の場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によること。)すること。

#### (工)提出先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

住 所: 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

#### エ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、平成 29 年 1 月 23 日 (月) に代表企業に対して書面により通知する。

#### オ 入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、次のとおりその理由について書面(任意様式)により県に説明を求めることができる。

# (ア) 受付期間

平成29年1月24日(火)~1月31日(火)午後4時まで

#### (イ)提出方法

持参(土曜日及び日曜日を除く。)又は郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、(ア)の受付期間内に必着すること。)により提出すること。

## (ウ)提出先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

住 所: 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

## カ 入札参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答

入札参加資格がないと認めた理由の説明請求に対する回答は、平成29年2月13日(月)までに代表企業に対して行う。

# キ 第2回意見交換会

本事業の参加資格審査通過者と要求水準の未達を防止すること、また、創意工夫の発揮により優れた提案を求めること等を目的として、意見交換(対話)の場を設ける。

意見交換会の議題は、事業者の提案内容について参加者からの希望に基づき、県が決定する。

なお、意見交換会における対話の内容については、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、県ホームページにおいて事後に公表する。

# (ア) 実施日時

平成29年2月6日(月)から2月8日(水)

# (イ)参加者

参加資格審査通過者で意見交換を希望する者

#### (ウ) 申込方法

別添資料 2「様式集」様式 1-2「意見交換会参加申込書」及び様式 1-3「意見交換会の議題」を記入の上、電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名には〔意見交換参加申込書〕と記載すること。

なお、代表企業が申し込むこと。

# (工)提出先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

E-mail: bato@pref.tochigi.lg.jp

#### (才) 申込期限

平成29年1月25日(水)から1月27日(金)午後4時まで

#### (カ) 実施方法の通知

意見交換会の実施日時、実施会場及び参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定し、申込期間終了後、参加申込のあったグループの代表企業の担当者に通知する。

## (キ) 第2回意見交換結果の公表

平成29年3月3日(金)に県ホームページへの掲載により公表する予定である。

#### ク 入札書類の提出

入札参加資格が確認された入札参加者は、入札書及び提案書(以下「入札書類」という。) を次のとおり提出しなければならない。入札回数は1回とする。

# (ア) 提出書類

別添資料 2「様式集」様式 3-1 から 12-1 まで

#### (イ) 入札期間

平成29年3月22日(水)~3月24日(金)午前9時から午後4時まで

#### (ウ)提出方法

# a 入札書

電子入札システムにより別添資料 2「様式集」様式 4-1「入札書」の情報 (入札価格)を入力の上、様式 4-2「入札価格内訳書」及び様式 4-3「割賦金利の提案スプレッド」の電子データを添付し、提出すること。ただし、参加表明書等の提出時に電子入札システムにより難い場合として、県の承諾を得た場合は、bの入札書以外の提出書類とともに持参又は郵送 (配達記録が残る方法によることとし、(イ)の入札期間内に必着すること。)のみにより提出すること。

なお、入札参加表明書等は電子入札システムにより提出したが、入札書の提出が電子入札システムによることができなくなった場合は、あらかじめ県の承諾を得た上で、持参又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(イ)の提出期間内に必着すること。)のみにより提出することができる。なお、当該承諾を得ようとするときは、様式 2-12「紙入札方式参加承諾願」及び様式 2-13「委任状(紙入札方式参加承諾願の提出者宛」を(エ)の場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法によること。)すること。

# b 入札書以外の提出書類

(ア)の提出書類から別添資料 2「様式集」様式 4-1「入札書」、様式 4-2「入札価格内 訳書」及び様式 4-3「割賦金利の提案スプレッド」を除いた書類を(エ)の提出先に持参 又は郵送(配達記録が残る方法によることとし、(イ)の入札期間内に必着すること。)すること。

#### (工)提出先

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

住 所: 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

#### ケ ヒアリング等

入札参加者に対し、提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法及び日時等は、入札参加者に別途通知する。

## コ開札

#### (ア) 開札日時

平成29年6月21日(水)午後3時 (変更になった場合は、入札参加者に別途通知する。)

## (イ) 開札場所

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎東館3階入札室2

# (ウ) 開札方法

電子入札システムにより行う。紙による入札参加者がいる場合は、当該入札参加者又は その代理人を立ち会わせて行う。ただし、紙による入札参加者がいない場合及び入札参加 者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて 行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表 は行わない。

## (4) 予定価格

本事業の予定価格は以下のとおりである。(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

	合計	
特定施設に係る建設 工事業務の対価※ <sup>1</sup>	2, 432, 000, 000 円	2 505 000 000 III
不法投棄物撤去業務 の対価	1, 073, 000, 000 円	3, 505, 000, 000 円

※1:建設工事業務における次の施設の整備に係る費用の県負担分

ア 遮水工のうち多重バックアップ機能に関するもの

イ 被覆施設

- ウ 浸出水処理施設のうち高度処理に関する次のもの
  - ・凝集膜分離 (浸漬型膜処理)
  - 電気透析処理

# (5) 入札価格の算定方法

県が支払うサービス購入料ごとに算定し、その合計を入札価格とすること。入札価格の内訳は、各業務においてそれぞれの予定価格の制限の範囲内であること。入札価格の算定方法等については別紙2「サービス購入料の算定方法、支払い方法及び改定方法」を参照すること。

# (6) 入札に関する留意事項

#### ア 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への参加資格を失うものとする。

- (ア)入札に当たって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- (イ)入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格及び提案内容等を 意図的に開示してはならない。
- (ウ)入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、「馬頭最終処分場 P F I 事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」の委員に面談を求めたり、自 社の PR 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

#### イ 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

# ウ 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用については、すべて参加者の負担とする。

# エ 使用する言語、通貨、単位及び時刻

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

# 才 入札書類作成要領

入札書類を作成するに当たっては、別添資料2「様式集」に示す指示に従うこと。

#### カ 県が提示する資料の取扱い

県が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### キ 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中 止することがある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

#### ク 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札 書類提出期限の前日までに、別添資料 2「様式集」様式 2-14「入札辞退届」を栃木県環境森 林部馬頭処分場整備室まで提出すること。

# ケ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (ア)入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (イ)虚偽の参加資格確認申請等を行った者が入札したもの
- (ウ)入札書類が所定の日時までに到着しないもの
- (エ)同一の入札に2人以上の代理をした者から入札書が出されたもの
- (オ)同一の入札に他の入札参加者の代理をした者から入札書が出されたもの
- (カ)同一の入札に同一の入札参加者から2通以上の入札書が出されたもの
- (キ)入札書類に必要な記名押印のないもの
- (ク)金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (ケ)代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- (コ)入札参加者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (サ)その他入札に関する条件に違反したもの

#### コ 入札書類の取り扱い

#### (ア) 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。

ただし、県は、本事業の公表時及びその他県が必要と判断した場合には、落札者の提案 書の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案 については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

#### (イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理 方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

# サ 苦情の申し立て

本事業の入札手続きに関しては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成7年12月12日知事決定)により、栃木県政府調達苦情検討委員会(連絡先栃木県政府調達苦情検討委員会事務局、栃木県会計局会計管理課電話028-623-3023)に対して苦情を申し立てることができる。

# 5 事業者の選定に関する事項

# (1) 選定委員会の設置

入札書類の審査に当たっては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。県は、選定 委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。なお、本事業につい て委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

選定委員会は以下の委員で構成される。なお、委員会は非公開とする。

(敬称略・委員長及び副委員長を除き五十音順)

区分	氏 名	所 属・役 職 等			
委員長	植田 和男	NPO 法人日本PFI·PPP協会 理事長			
副委員長	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科 教授			
委員	柿井 一男	宇都宮大学 名誉教授 (元 宇都宮大学大学院工学研究科教授)			
委員	髙田 純子	公認会計士 · 税理士			
委員	藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長			
委員	増田 浩志	宇都宮大学大学院工学研究科 教授			
委員	渡部 康男	一般社団法人栃木県経営者協会 地域環境委員会副委員長			

# (2) 審査の基準

審査の基準については、別添資料3「落札者決定基準」を参照すること。

#### (3) 落札者の決定

選定委員会は、別添資料 3「落札者決定基準」に従って、入札書類審査(性能審査及び価格 審査)を実施し、それぞれを点数化し、これらを合算した得点が最も高い入札参加者の提案を 最優秀提案として選定する。県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

# (4) 結果の通知及び公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、県ホームページへの掲載等により公表する。

# 6 事業契約等に関する事項

#### (1) 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び入札書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、当該落札者を選定事業者とする。

# (2) 選定事業者との仮契約の締結

県は、基本協定に従い選定事業者が設立したSPCと事業契約(仮契約)を締結する。また、 当該SPCを選定事業者とする。

#### (3) 本契約の成立

仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。

#### (4) 処理委託契約の締結

県は、SPCが廃棄物処分業の許可を受けた後、収集運搬業の許可を有するSPC若しくは SPCの構成員又は協力企業と不法投棄物の処理委託契約を締結する。SPCが処理委託契 約を締結する場合には、収集運搬業の許可を取得する必要がある。

#### (5) 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を実施するため、仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として SPCを栃木県内に設立すること。

なお、入札参加者の構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、構成員によるSPC への出資比率が 50%を超えるものとすること。なお、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の 事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行って はならない。

# (6) 融資金融機関との協議

選定事業者は、県が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、選定事業者に融資する金融機関(以下「融資金融機関」という。)と直接協議を行い、契約を締結する場合があることをあらかじめ承諾するものとする。かかる協議においては、概ね次の事項を定めることとする。

- ア 県が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- イ 選定事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に 譲渡し、又は担保提供する場合の県の書面による承諾に関する事項
- ウ 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の県との協議に関する事項

# (7) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は選定事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は選定事業者の負担とする。

# (8) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

# (9) 契約保証金

事業契約書(案)を参照すること。

# (10) モニタリング

別紙3「モニタリング及び違約金等の基準と方法」を参照すること。

# 別紙1 処理手数料収入の考え方

- (1) 処理手数料は、県の確認を得て、事業者が決定する。
- (2) 事業者は、提案に当たって、県への納付金算定の基本となる平均単価(円/t)(以下「基準単価※」」という。)を設定する。なお、基準単価は、埋立期間において原則固定とする。
- (3) 事業者は、各年度の実績平均単価(円/t)が、基準単価を上回った場合は、その上回った 差額分に対する収入(差額×埋立量)の原則3分の2を県に納付する。 納付金の算定方法は以下のとおりである。

n期のプロフィットシェアリングに伴う県への納付額

 $= (U_n - U_b) \times A_n \times 2/3$ 

 $U_n = n$ 期の実績平均単価(円/t) =  $P_n \div A_n$ 

 $U_b = 基準単価 (円/t)$ 

 $A_n = n$ 期の埋立量(t)

P<sub>n</sub> = n期の処理手数料収入(円)

(4) 事業者は、各年度終了後、年次報告書により納付金の算定結果を記載して提出すること。県は、年次報告書を受理した後30日以内に確認及び金額の確定を行い、その結果を事業者に通知する。事業者は、通知を受理した後30日以内に県に納付額を納付すること。

※1: 基準単価は、税抜き 16,200 円/t 以下(100 円未満切り捨て)で提案すること。

# 別紙2 サービス購入料の算定方法、支払い方法及び改定方法

本事業において県が事業者に支払うサービス購入料は、次のとおりとする。

	区分		明細
サービス購入	特定施設に係る 建設工事業務の 対価	A	建設工事業務のうち、次の施設整備に要する費用の県負担分及び 割賦金利 ①遮水工のうち多重バックアップ機能に関するもの ②被覆施設 ③浸出水処理施設のうち高度処理に関する次のもの ・凝集膜分離(浸漬型膜処理) ・電気透析処理
料	不法投棄物撤去 業務の対価	В	不法投棄物撤去業務に係る費用 B-1:汚染拡散防止対策工事業務 B-2:不法投棄物撤去・運搬業務及び埋立処分業務

# (1) サービス購入料の算定方法

#### ア サービス購入料Aの算定方法

サービス購入料Aは、施設の埋立期間開始後、12年間を返済期間とする元利均等償還方式で算出される割賦元金と割賦金利の合計額とする。割賦金利の内容は次のとおりとする。

項目	内容
割賦金利	基準金利+提案スプレッド(%)
基準金利	午前 10 時現在の TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) としてテレレート 17143 頁に公表される 6 ヶ月 LIBOR ベース 12 年物 (円/円) スワップレートとする。 なお、入札時の基準金利は 0.195% (平成 28 年 9 月 15 日) とする。
金利確定日	本施設引渡し予定日の2銀行営業日前 (銀行営業日でない場合はその前営業日)

#### イ サービス購入料Bの算定方法

サービス購入料Bは、汚染拡散防止対策工事の対価(サービス購入料B-1)及び不法投棄物撤去・運搬業務及び埋立処分業務の対価(サービス購入料B-2)の合計額とする。

サービス購入料B-1の支払いは、事前調査及び撤去業務実施設計に係る費用については、 当該業務終了後に支払い、汚染拡散防止対策工事に係る費用については、各年度の出来高に 応じて支払う。

サービス購入料B-2の各回の支払額は、各年度の四半期ごとの出来高に応じて支払う。なお、当該撤去物の埋立てに係る処理手数料は、支払わない。

# (2) サービス購入料の支払方法

本事業において県が事業者に支払うサービス購入料の支払方法は、次のとおりとする。

区分		明細			
	特定施設に係る 建設工事業務の 対価	A	・事業者は、各年度の各半期終了後速やかに県にサービス購入料 Aの請求書を提出する。なお、県は、請求書受理後30日以内に 支払う。 ・県は、割賦元金及び割賦金利を合わせた額について、平成34年 度第4四半期終了後を第1回とし、以後半期ごとに計25回に分 けて支払う。ただし、第25回目の支払いについては、平成46年 度第3四半期終了後に支払う。		
サービス購入料	不法投棄物撤去の対価	D	B-1	・事業者は、事前調査及び不法投棄物撤去業務実施設計完了確認終了後速やかに県にサービス購入料B-1の請求書を提出する。なお、県は、請求書受理後30日以内に支払う。 ・事業者は、各年度終了後、県による出来高確認を受けた後速やかに汚染拡散防止対策工事の出来高として県にサービス購入料B-1の請求書を提出する。なお、県は、請求書受理後30日以内に支払う。	
		В	B-2	・事業者は、各四半期終了後、県による出来高確認を受けた後速やかに不法投棄物撤去・運搬及び埋立処分の出来高として県にサービス購入料B-2の請求書を提出する。ただし、半期終了ごとに年2回又は年度終了後に年1回の出来高確認及び請求をすることも可能とする。なお、県は、請求書受理後30日以内に支払う。・県は、平成34年度第4四半期終了後を第1回とし、以後四半期ごとに計8回支払う。	

#### (3) サービス購入料の改定方法

# ア 物価変動に伴う改定

サービス購入料A及びBについて、物価変動による改定を次のとおり行う。

# (ア) 改定の時期

物価変動に伴うサービス購入料A及びBの改定は、着工前及び建設期間中(工事着手時から工事完成2か月前までの期間)に請求することができる。

## (イ) 対象となる費用

設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費とする(土木工事費、建築工事費、設備工事費など各種工事を含む)(以下「直接工事費等」という。)。

# (ウ) 着工前における改定方法

契約成立日の属する月の指標値と本施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、県又は事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

改定する際の基準となる指標は、「建設物価」(一般財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「都市別指数(東京):構造別平均S」の「建築」「設備」とし、改定の

計算式は以下のとおりとする。

# a サービス購入料Aの計算式

 $A' = A \times a$ 

A: 事業契約書に示されたサービス購入料Aのうち直接工事費等

A':本施設の着工日における改定後のサービス購入料Aのうち直接工事費等

a:本施設着工日の属する月の指標値/事業契約成立日の属する月の指標値

## b サービス購入料Bの計算式

 $B' = B \times a$ 

B:事業契約書に示されたサービス購入料Bのうち直接工事費等

B':本施設の着工日における改定後のサービス購入料Bのうち直接工事費等

a:本施設着工日の属する月の指標値/事業契約成立日の属する月の指標値

# (エ) 建設期間中における改定方法

建設期間中の物価変動に伴う改定は、「栃木県建設工事請負契約書」第 26 条に基づき 以下のとおり行うものとし、詳細は運用マニュアルに準じるものとする。なお、改定の際 に用いる指標は以下を基本とする。

·建設物価(建設物価調査会 月刊)

• 積算資料 (経済調査会 月刊)

全体スライド	・県又は事業者は、本施設の建設期間内で着工日から 12 月経過した
(第1項~4項)	後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、着工時に
	改定した直接工事費が不適当となったと認めたときは、相手方に対し
	てサービス購入料A又はBの変更を請求することができる。
	・上記の請求があったときは、変動前残工事費相当額と変動後の残工
	事費相当額との差額のうち変動前残工事費相当額の 1.5%を超える
	額につき、サービス購入料A又はBの変更を行う。
	・変動前残工事費相当額及び変動後残工事費相当額は、請求のあった
	日を基準とする。
	・全体スライドの請求は、この規定により改定を行った後再度行うこ
	とができる。
単品スライド	・特別な要因により本施設の工期内に主要な工事材料の日本国内に
(第5項)	おける価格に著しい変動を生じ、サービス購入料A又はBが不適当と
	なったときは、県又は事業者は、サービス購入料A又はBの変更を請
	求することができる。
インフレスライド	・予期することのできない特別の事情により、本施設の工期内に日本
(第6項)	国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サ
	ービス購入料A又はBが著しく不適当となったときは、県又は事業者
	は、サービス購入料A又はBの変更を請求することができる。

# イ 金利変動に伴う改定

サービス購入料Aの金利変動に伴う基準金利の改定については、上記(1)アを参照する

こと。

# (4) 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取り扱い

消費税法(昭和63年法律第108号)及び関連法令の変更に伴い、消費税及び地方消費税率が変更された場合、県は、当該変更の内容(経過措置を含む。)に従い、サービス購入料の支払いに係わる消費税及び地方消費税を支払うものとする。

# 別紙3 モニタリング及び違約金等の基準と方法

## (1) 運営・維持管理期間中の要求水準等の低下に対する措置

県は以下のモニタリング方法により、事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行しているかをモニタリングにより確認する。モニタリングの結果、事業者の業務内容が事業契約、要求水準書、事業者提案に示す内容(以下「要求水準等」という。)を満足していないと県が判断した場合、次に示す手続きにより、是正勧告、是正命令、モニタリング違約金の請求等の措置を取るものとする。

# モニタリングの流れ モニタリング 定期モニタリング(半期) 随時モニタリング (要求水準等を未達の場合) (要求水準等を満たしている場合) 是正勧告 (レベル認定) モニタリング違約金支払い措置なし 是正計画書の確認 随時モニタリングの実施 是正確認 モニタリング違約金支払い措置なし (是正が確認されない場合) ペナルティポイント加算(1回目) 是正命令 (レベル認定) 是正計画書の確認 是正確認 随時モニタリングの実施 (是正が確認されない場合) ペナルティポイント加算(2回目) 半期の到来 ※是正命令からペナルティポイント の加算までの措置の頻度は、県が ※ペナルティポイントの翌半期への ペナルティポイントの累計 合理的に決定する。 繰り越しはなし。 (10 点以上) (9 点以下) モニタリング違約金支払い請求 モニタリング違約金支払い措置なし (是正が確認されない場合) (必要に応じて) (ペナルティポイントが著しく 業務担当企業の変更 累積した場合、是正見込みがな い場合等) (是正が確認されない場合等) 事業契約の解除

# (2) モニタリングの方法

#### ア モニタリング実施計画書の作成

事業者は、事業契約成立後、供用開始日の60日前までに、以下の項目の詳細について県 と協議し、「モニタリング実施計画書」を作成し、県の承諾を得ること。

- (ア) モニタリング時期
- (イ) モニタリング内容
- (ウ) モニタリング組織
- (エ) モニタリング手続
- (オ) モニタリング様式

## イ モニタリングの方法と費用負担

#### (ア)提出書類

#### a 日報の作成及び保管

事業者は、日報を作成及び保管すること。県は必要に応じて日報を確認し、各業務の遂 行状況を確認・評価できるものとする。

# b 月次報告書、四半期報告書、年次報告書の提出

事業者は、県が定期モニタリングを行うための月次報告書を当該月終了後 14 日以内、四半期報告書を当該四半期終了後 14 日以内、年次報告書を翌年度の4月末までに県へ提出する。

# c 財務書類の提出

事業者は、定時株主総会の会日から14日以内に、次に掲げる計算書類等を県に提出する。なお、事業者の決算期は、毎年3月31日とすること。

また、上半期に係る計算書類を毎年11月30日までに県に提出する。なお、上半期に係る計算書類は、下記①に準ずるものとするが、監査役による監査も可能とする。

- ①当該定時株主総会に係る事業年度における公認会計士又は監査法人による監査済みの会社法第435条第2項に定める計算書類及び附属明細書
- ②上記①に係る監査報告書の写し
- ③当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書その他、県が合理的に要求する書類

#### (イ) モニタリングの方法

# a 定期モニタリングの実施(半期)

県は、事業者が提出した第2及び第4四半期報告書を受理した後30日以内に報告書等に基づき定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

## b 随時モニタリングの実施

県は、必要に応じて随時、施設巡回、業務監視及び事業者に対する説明要求等を行い、 各業務の遂行状況を直接確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

#### c 財務モニタリングの実施

県は、事業者が提出した財務書類を受理した後 14 日以内に財務モニタリングを行い、

事業者の財務業況を確認・評価し、その結果を事業者に通知する。

# (ウ) モニタリング費用の負担

モニタリングを実施するために係る県の職員人件費等は、県の負担とする。ただし、モニタリングにおいて設備状況の確認をする場合等に、事業者に起因する費用が発生する場合は、事業者の負担とする。

# (3) 要求水準等の不適合に対する措置

#### ア 是正勧告(レベルの認定)

県は、事業者の業務の内容が要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、速やかに当該業務の是正を行うよう、事業者に対して書面により是正勧告を行うものとする。また同時に、是正レベルの認定を行い、事業者に通知する。事業者は、県から是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について県と協議を行うとともに、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。

なお、是正レベルの基準は次のとおりである。

項目	加算ポイント	内容
重大な要求水準等未達	10 ポイント	業務遂行上で重大な支障となる事象
軽微な要求水準等未達	2 ポイント	業務遂行上で軽微な支障となる事象

項目	内容	事象の例
重大な要求水準等未達	重大な事象	・本施設の全部が1日中使用できない ・災害時等における防災設備等の未稼働 ・善管注意義務を怠ったことによる重大な人身事故の 発生 ・県への連絡を故意に行わない(長期にわたる連絡不 通等) ・県の承諾を要する事項について、承諾を得ない変更 ・業務報告書等への虚偽記載 ・県からの指導・指示に合理的理由無く従わない
軽微な要求水準等未達	重大な事象以 外の事象	<ul><li>・施設、設備の一部が使用できない</li><li>・県の職員等への対応不備</li><li>・業務報告書の不備</li><li>・関係者への連絡不備</li><li>・上記以外の要求水準等の未達又は事業契約の違反</li></ul>

# イ 是正の確認(1回目の随時モニタリング)

県は、事業者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認する。

是正が確認されない場合、ペナルティポイントの加算を行う。

# ウ 是正命令

上記イにおけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認めら

れないと県が判断した場合、県は是正命令を行い、上記アと同様の手続きを経る。以降の是 正命令についても同様とする。

# エ 是正の確認(2回目以降の随時モニタリング)

県は、上記ウの後、事業者からの是正完了の通知又は是正期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認する。

是正が確認されない場合、ペナルティポイントの加算を行う。3回目以降の随時モニタリングについても同様とする。

#### オ モニタリング違約金の支払い請求

上記イ又はエにおける各随時モニタリング後、定期モニタリングの対象となる半期が経過した時点で県はペナルティポイントの累計を行い、累計ペナルティポイントに対応するモニタリング違約金割合に当該半期の処理手数料収入※<sup>1</sup>を乗じた額を、モニタリング違約金として事業者に請求する。モニタリング違約金の請求は当該年度終了後に行う。ただし、半期ごとの累計ペナルティポイントが9点以下の場合には違約金の請求は行わない。

また、半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌半期に繰り越されることはない。 ペナルティポイントに応じたモニタリング違約金割合及びモニタリング違約金額は下表の とおりとする。

※¹:ここでの処理手数料収入は、事業者の提案する基準単価(円/t)に当該半期の埋立 量(t)を乗じた金額とする。

累計ペナルティポイント(X)	当該半期のモニタリング違約金割合	違約金額
1~9ポイント	0%	0円
10~19ポイント	0.05 X (%)	当該半期の処理手数料収入の
		0.5~1%未満
20~29ポイント	0.1 X (%)	当該半期の処理手数料収入の
		2~3%未満
30ポイント~	5%	当該半期の処理手数料収入の
		5%

ペナルティポイントによる違約金割合

#### カ モニタリング違約金の支払い

上記オの請求に基づきモニタリング違約金額が確定した後、事業者は請求のあった日から 30日以内にモニタリング違約金を支払う。

#### キ 業務担当企業の変更

上記イ又はエにおける各随時モニタリングにおいて是正計画書に沿った期間・内容による 是正が認められない場合、あるいはオのモニタリング違約金支払い請求後に当該業務担当企 業の変更が必要と判断した場合には、県は当該業務を担当する運営企業又は維持管理企業の 変更を事業者に要求することができる。

# ク 事業契約の解除

県は、次のいずれかに該当する場合は、事業契約を解除することができる。

- (ア)上記キの措置を取った後、一定の期間を経ても是正効果が認められないと判断し、県が 契約の継続を希望しない場合
- (イ)モニタリング違約金の支払いに係る事業者のペナルティポイントが著しく蓄積した場合
- (ウ)事業者が、上記キの措置を求められているにもかかわらず、当該運営業務又は維持管理 業務を担当している運営企業又は維持管理企業を30日以内に選定し、その詳細を県に提 出しない場合
- (エ)事業者への是正命令にもかかわらず、県が是正の見込みが全く認められないと判断した 場合

# ケ やむを得ない事由による場合の措置

次に該当する場合にはペナルティポイントは発生しないものとする。

- (ア)やむを得ない事由により当該状況が発生した場合で、事前に事業者により県に連絡があ り、県がこれを認めた場合
- (イ)明らかに事業者の責めに帰さない事由によって発生した場合で、県が事業者の責めに帰さない事由と認めた場合